

これまで市役所（出張所）への来庁や郵送でしか行えなかった  
**国民健康保険** の各種手続きが  
オンライン（WEB）で申請可能になりました。

令和4年10月

【オンライン（電子）申請が可能な手続き一覧】

- ① 入浴施設（にいぎ温泉）利用補助申請
- ② 宿泊施設（立科山荘、シーサイドいづたが）利用補助申請
- ③ 限度額適用認定証の交付申請
- ④ 国民健康保険脱退申請
- ⑤ 国民健康保険税納税額確認書交付申請

来庁不要！  
24時間手続き可能！

※③④⑤の手続きが新たに電子申請システムに加わりました。

【申請方法】

世帯主、交付が必要な方の「本人確認書類」「国民健康保険証」等の画像データ（申請時に撮影することも可能）をお手元にご用意の上、市のホームページや下記のQRコードを読み込み、電子申請フォームにてお手続きください。



にいぎ温泉



立科・いづたが



限度額認定証



国民健康保険脱退



納税額確認書



※申請内容に不明な点がある場合は、下記担当より電話連絡いたします。  
入力する電話番号は平日の日中に連絡がとれる番号をお願いします。

【交付物の受け取り】

申請された方へ約一週間で「世帯主」宛てに郵送します。

申請準備

オンライン申請

郵送受取

【問い合わせ】

清瀬市生涯健幸部保険年金課国保係

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地

電話 042-492-5111（代表）042-497-2047（直通）



## 【各種手続きの注意事項】

オンライン申請は世帯主または被保険者本人による申請が必要です。委任状を必要とする代理人による申請はオンライン申請の対象外です。

交付物のお届けまでに日数を要しますのでお急ぎの方はこれまで通り窓口での手続きをお願いいたします。

### 入浴施設（にいぎ温泉）利用補助

国民健康保険税に未納がある場合は申請できません。  
利用券の再交付はできません。



### 宿泊施設（立科山荘、シーサイドいづたが）利用補助

国民健康保険税に未納がある場合は申請できません。  
利用日の変更やキャンセルはオンライン申請の対象外です。

### 限度額適用認定証等の交付

所得が未申告の方や国民健康保険税に未納がある場合はオンライン申請の対象外です。

### 国民健康保険脱退

新しく加入した社会保険の保険証が必要です。まだ発行されていない方は申請できません。

### 国民健康保険税納税額確認書交付

令和4年中に納付した国民健康保険税の納税額確認書を交付します。  
世帯での納税額を算出します。  
過去の納税額や個人の分の算出等につきましてはオンライン申請の対象外です。

**後期高齢者医療保険**でも2つの手続きがオンライン（WEB）申請できます。

- ① 入浴施設（にいぎ温泉）利用補助申請
- ② 宿泊施設（立科山荘、シーサイドいづたが）利用補助申請

にいぎ温泉



立科・いづたが



※お問い合わせは高齢者保険係（042-497-2050）へ